



にほんこくけんぽう

日本国憲法の「三原則」って何なの



こくみんしゅけん

国民主権、平和主義、^{きほんてきじんけん} ^{そんちよう} 基本的人権の尊重の三つ

の原則のことだよ。

国民主権

憲法の前文の、「国の政治のあり方を決める力は、わたしたち国民にある」の部分は、国の政治を最終的に決める権利（主権）が国民にあること、つまり国民主権（主権在民ともいう）の原則を示しています。20才以上の人に選挙権があたえられたり、選挙で選ばれた国民の代表が国の政治を行ったりするのは、この原則によるものです。1889年に発布された大日本帝国憲法では、主権のことを「統治権」といい、「統治権」は天皇がもつ、という「天皇主権」の原則でした。今の日本国憲法では、天皇は「日本国の象徴」「日本国民統合の象徴」とされています。

平和主義

日本国憲法第9条では、国々の間で争いが起こっても、決して戦争をしないことや、この目的を達成するために陸軍・海軍・空軍などの戦力をもたないことを定めています。第2次世界大戦で、国内・国外のたくさんの人々を死なせたり、苦しませたりしたことへの反省から、憲法に取り入れられた原則です。

基本的人権の尊重

これは、人間はだれでも生まれながらにもっている、人間らしく生きる権利を大切にしよう、という意味です。基本的人権には、自由権：思想・良心の自由、信教の自由、学問の自由、表現の自由、職業選択の自由など、平等権：差別的なあつかいを受けない権利、社会権：生存権（健康で文化的な最低限度の生活をいとなむ権利）、教育を受ける権利など、参政権：選挙権、被選挙権など、請求権：裁判を受ける権利など、といった権利がふくまれています。